

## 令和7年度第1回津市公契約審議会の会議結果報告

1 会議名	令和7年度第1回津市公契約審議会
2 開催日時	令和8年2月6日(金) 午後2時から午後4時まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 7階71会議室
4 出席した者の氏名	津市公契約審議会委員 西川 源誌(会長)、池田 和司、仲 祐樹、橋本 正治、 村山 篤 (事務局) 総務部長 奥田 寛次 総務部次長 脇田 光之 調達契約課長 柿木 伸介 調達契約課調整・物品調達契約担当主幹 横山 貴之 調達契約課工事契約担当主幹 伊藤 健 調達契約課物品調達契約担当副主幹 近藤 真由美 調達契約課主査 熊本 尚弥 調達契約課主事 藤田 季里
5 内容	(1) 報告事項 令和7年度労働報酬下限額の運用状況について (2) 審議事項 【諮問】令和8年度労働報酬下限額について (3) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	総務部調達契約課 電話番号 059-229-3121 E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 別紙のとおり

調達契約課長 お待たせいたしました。本日は、皆様大変お忙しい中、お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。

令和7年度第1回津市公契約審議会を開催させていただきます。それでは開会に当たりまして総務部長より一言挨拶を申し上げます。

総務部長 【総務部長挨拶】

調達契約課長 本日は、副会長の前野委員が御都合により御欠席のため5名での開催となりますが、津市公契約条例第19条第2項の規定により当審議会が成立していることを報告します。

また今回、池田委員、仲委員が御出席いただく初めての審議会です

ので、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

委員 【両委員挨拶】

調達契約課長 ありがとうございます。  
それでは、西川会長、議長として今後の議事の進行をお願いいたします。

会長 承知しました。皆さんお忙しい中をお集まりいただき、御苦勞様です。活発且つ円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。  
なお、本日の会議は、津市の「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき公開としております。  
それでは、議事を進めてまいります。  
「事項1 報告事項 令和7年度労働報酬下限額の運用状況について」事務局に説明を求めます。

調達契約課長 令和7年度における労働報酬下限額は、1ページの表に該当する案件すべてを対象として運用を行っています。  
それでは、詳細は担当から説明させていただきます。

工事契約担当主幹 <概要>  
・労働報酬下限額対象案件の概要について、資料本編1ページに基づき説明。  
・業務委託  
資料本編1～3ページ、資料1-1、2-1、1-2、2-2に基づき、対象案件の件数、労働報酬の分布等を説明。  
・指定管理  
資料本編3～4ページ、資料3-1、3-2に基づき、対象案件の件数、労働報酬の分布等を説明。  
・工事  
資料本編4～6ページ、資料4-1、5-1、4-2、5-2に基づき、対象案件の件数、労働報酬の分布等を説明。  
いずれも、労働状況台帳提出対象月が到来している案件について、全ての労働者に対して労働報酬下限額以上の労働報酬が支払われていることを確認した。

会長 分かりました。令和7年度労働報酬下限額の運用状況について、何か御質問はありませんか。

会長 では、私から一つ。  
本編資料5～6ページについて、交通誘導員の労働報酬の分布が令和6年度以前契約締結の工事では賃金が下の方に固まっており、令和7年度契約締結の工事では賃金にばらつきがあるようですが、年度替わりで状況の変化があったのですか。

工事契約担当 工事の特性等による違いと思われ、特に状況の変化はないものと考  
主幹 えています

会長 分かりました。

会長 他にございませんか。なければ、続いて「事項2 審議事項【諮問】  
令和8年度労働報酬下限額について」事務局に説明を求めます。

調達契約課長 令和8年度労働報酬下限額について市長から諮問がありましたの  
で、津市職員高卒初任給月額や社会情勢等を勘案して定めることとし  
ている労働報酬下限額の令和8年度における設定について、事務局か  
ら提案させていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたし  
ます。

それでは事務局案の詳細を担当から説明します。

工事契約担当 <概要>  
主幹

資料6の諮問に対し、資料本編7～9ページ及び資料1-2、2-  
2、3-2、4-2、5-2に基づき事務局案を説明。

(1) 労働報酬下限額設定に係る条例の規定

行政職給料表の適用を受ける職員が初任給として受ける給料月額  
及びこれに対する地域手当の月額並びに社会情勢その他の事情を勘  
案し、労働報酬下限額を定める。(津市公契約条例第6条の2)

下限額を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければな  
らない。(津市公契約条例第6条の2第2項)

(2) 令和7年度労働報酬下限額

津市行政職職員高卒初任給の1時間当たりの給与額(1,306  
円)に乗じる掛率を87%とし、令和7年度の労働報酬下限額は、  
1,137円としている。

(3) 令和8年度労働報酬下限額設定の前提

① 本市職員の給与額

令和7年の人事院勧告に基づき、本市高卒初任給は12,200  
円の引き上げで206,700円に改定。

令和6年の同勧告で地域手当の支給地域が見直され、令和7年  
度は5%、令和8年度は4%と段階的に支給割合が引き下げとな  
る。

令和8年度の本市職員高卒初任給の1時間当たりの給与額は、  
1,381円となる。

② 社会情勢等

・社会経済情勢

依然として、物価上昇が続いており、労働者の賃金も上昇傾向  
にある。

・地域別最低賃金(三重県)の動向

地域別最低賃金(三重県)は令和7年度は、前年度比較で約6.

3%上昇。令和8年度同賃金は、令和7年度と同程度の上昇率で上昇した場合、1,155円程度になるものと想定する。

- ・令和8年度労働報酬下限額の運用における労働報酬の状況

令和7年4～10月の労働状況台帳における労働報酬の状況として、令和7年度労働報酬下限額（1,137円）から令和8年度の津市職員高卒初任給の1時間当たりの給与額（1,381円）までの報酬が支払われている労働者336人の労働報酬合計額が408,822円、1時間当たりの平均額は約1,216.73円となり、令和8年度津市職員高卒初任給の約89%である。

- ・令和8年度労働報酬下限額の設定について

上記を勘案し、令和8年度労働報酬下限額は現在の1,137円から引上げが必要であると考えます。

(4) 令和8年度労働報酬下限額（案）

令和8年度の労働報酬下限額は、令和7年度と同様の算定式をあてはめ、津市職員高卒初任給の1時間当たりの給与額（1,381円）に掛率89%を乗じて算出した1,230円を御提案する。これは令和8年度に想定される三重県の地域別最低賃金を下回らない水準であると推測される。

会長 分かりました。それでは令和8年度労働報酬下限額について、何か御意見、御質問はありませんか。

委員 社会情勢を勘案した掛率の89%の算式を教えてください。

調達契約課長 計算対象の労働報酬合計金額408,822円を労働者336人で割ると1,216.73円で、これを津市職員高卒初任給の1,381円で割ると0.88105となります。

委員 88.いくつを切り上げて89%、最後の下限額算出でも切り上げるということですね。

小数点第何位で切り捨て・切り上げとか、数字の取り方を明確にした方がよいのではないのでしょうか。

小数点以下切り上げなら、0.001であっても1%切り上げることになり、場合によっては賃金査定で10円20円違ってくるのではないのでしょうか。

委員 働く側の立場で言うと高い方がいいが、数字はお互いが理解できる数字でないと納得いかないと思います。計算式を聞いてかなり切り上がった数字ができてしまうのではないかと思うので、今後のことも含めて、しっかり詰めておいた方がいいと思います。

委員 労働報酬下限額を決めるにあたり、昨年の審議会でもお話しした標準労務費についてお話ししたいと思いますが、CCUSの中部ブロックレベル別年収の標準値408万円もらえると思っていた方が、津市

のホームページを見て労働報酬下限額はそれより著しく低いとなると、建設Gメンに密告されることも考えられる。その場合に大丈夫なのか、その辺も含めて1, 230円で決めていいのか質問ではありません。

委員 市は積算基準等に基づき労働単価を決めて積算しており、その辺は問題ないと思います。それは事業者が労働者に支払うところの話であり、全然別の話ではないでしょうか。

適正な設計価格で発注がなされ、それを適正な価格で業者が受注して、しかるべきお金を払ってくださいよというのが公契約条例の趣旨であり、職種別の単価の査定が難しいこともあり、一番賃金の低いところの底上げを図ろうということで、労働報酬下限額を上げ過ぎると問題が出かねません。適正な形で上げて、最低賃金などを見ながらこれまで労働報酬下限額を決めてきたわけです。

会長 公契約条例で定める3つの業態として業務委託、指定管理、工事がありますが、全てに国のその施策が適用となってくるのですか。

委員 工事だけです。

関東圏では公契約条例で、公共工事設計労務単価で判断させて、それを時間給にしております。他の自治体ですと建設工事と業務委託で別で設定していますので、津市は今一緒になっているので、それを分けてほしいというところも含めてになります。

それと、先ほどの委員の話の中で、今回、国からの指針でいくと、今回の基準は下請から積み上げていくという考え方に変わってきておりますので、これが労働報酬下限額に影響すると噛み合わない話になってくるのではないのでしょうか。1, 230円で行っていいのか。理念条例のところは、金額は具体的にうたっていないですが、35自治体のうち、労働報酬下限額をうたっている一つの津市だけが唯一津市職員の単価を基準にしてやっているというのが問題であると思います。他のところはみんな公共工事設計労務単価を基準にして計算していますので、時間単価は3, 000円以上が多いです。それも含めて、考えていただきたいと思います。

会長 事務局にお尋ねしますが、労働報酬下限額の資料として、他の自治体においては委員が言われるような基準が採用されているのか、何かご存知のところはありますか。

工事契約担当  
主幹 公共工事設計労務単価に一定の係数を掛けるなどの自治体は確かにあります。

労働報酬下限額を検討したときに、公共工事設計労務単価は労働報酬下限額として適切かどうかという議論もありましたが、そのときの議論としては、公共工事設計労務単価はあくまで積算に使う金額であって、別物だという考えもあったかと思います。

確かに国で労務費の基準を公共工事設計労務単価に置く動きがあ

りますが、一応積算上では公共工事設計労務単価を置きなさい、ただ実際に支払う報酬としてはまた別というような考え方も今ありますので、その辺については国の動向を見つつ本市としても、先進自治体を踏まえながら考えていきたいと思っています。

会長                   そうすると、国の方針としても一律に決まった方針で運用が行われるという状況ではないわけですね。まだ流動的ですね。ただ地域特性として、そんな首都圏の中の基準を持ってきたときに、地方は破綻するということはないですか。

工事契約担当主幹       公共工事設計労務単価についても、地域での金額設定がなされているため、基本的にはその地域の実勢価格を踏まえたものであり、そこは大きく離れることはないと考えます。

調整・物品調達契約担当主幹   補足ですが、業務委託では、津市のように労働報酬下限額を一律に決めているところもありますし、職種別に決めているところもあり、まちまちとなっています。

委員                   いろいろな規模の自治体がある中で、労働報酬下限額を決めないで、理念条例として運用しておるところも相当あると聞いており、そのように理解しています。

委員                   またこの話については「その他」でもう一度お話をさせていただければと思います。

会長                   話を元に戻しまして、労働報酬下限額の質疑に移りたいと思います。88%か89%か、どちらで決めるかという議論ということでしょうか。

委員                   ルールをきちんと、どこからどこまでの数字の平均値で、それを割って率を出すのなら、切り上げ・切り捨てをどうするのかですね。

委員                   結局、答えがあるだけで、本当にいわゆる過程がない。見ても、どんな計算をしたらこうなるのかが本当に分からない。どこかに計算式がないと、資料としても分かりにくい、判断もしにくいというところはあります。どこで切り上げ・切り捨て・四捨五入はしっかりと決めておきたいと思います。

会長                   事務局の方で何かありますでしょうか。

総務部長               いろいろ御意見いただきまして、前回のときもそのパーセントの議論になったと思いますが、いわゆる逆算じゃないかのご指摘、おっしゃるとおりです。資料をご覧になっていただいておりますように、そもそも考え方が高卒初任給と労働報酬下限額の間で実際にはまった数字からその平均の数字を出して、それを逆算してパーセント

を求めているというのが現状です。

そういった中で、切り上げもおっしゃるとおりで、小数点以下の大小で計算結果が大きく異なってきます。事務局としてはこれまでも基本は切り上げという考え方を持ってやってきたのは、元々津市の公契約自体が一番低い金額の方を救っていかうという形でやっていますので、そここのところは切り上げという考え方でやってきましたが、その度々で切り上げをしてしまうと今回のようなケースが出てくるので、やっぱり最後に1回切り上げというのが一番分かりやすいやり方ではないかと、お話しをお聞きして思いました。

できれば一番低いところを救うという意味では、全部そのままの数字で算出した上で、最後に切り上げで行かせていただきたいと思います。

会長 最終的な結果の金額の段階で、小数点以下について切り上げというのが一番分かりやすいやり方ではないでしょうか。

率を出すですと、円周率みたいに無限に続いていってきりがないってような場合も、想定としては考えられる。どこでどういうふうに率で切り上げるか難しいような気はします。

小数点以下が生じるなら、切り捨てるか切り上げるかどちらかしかないのかなという気がしますが。

委員 数字ありきで係数決めたみたいなことを思われる形はちょっとどうかと思います。

会長 88%で計算するといくらになって89%で計算するといくらになって、その金額の中でそれぞれの委員から意見をいただいて、金額どうしましょうかという形で決めた方がいいのではないのでしょうか。

以前、改定が低すぎると最賃に追いつかれる追い越されるっていう危惧がありました。ですので、どちらかという金額としたら、高い方で決めておきましょうかということが言えるのではないかと。ただそれは、それによって支払う側、会社経営する側にどれだけの負担になるかということもあるので悩ましいところであるとは思いますが。いかがいたしましょうか。

総務部長 会長がおっしゃるとおり、数値として見せるときは何%なのかはわかりやすいので、何%ですしてしまうか、一気に最後まで計算するか、もしくは何桁までの四捨五入って影響の出にくい部分の桁数を持って、計算するか、という案になると思います。

工事契約担当主幹 1,281円に対して89%でいきますと1,229.09円、88%でいきますと1,215.28円です。

会長 今後の審議会での下限額の決め方として、例えば基本となる算式を決めるとして、条例や規則の中に入れるわけには多分いかないだろうと思いますので、審議会レベルで算式はこういう形にしますという議

事録か何かを残しておいて、それで次回の審議会以降それに沿った形で算定をしていくというようなことでやってはいかががでしょう。

委員 津市の新規採用職員の給与をもとに計算していつても今後も成り立つかどうか考えておく必要がある。職員の採用が難しくなってくると、初任給を上げて対応していく。そうすると他の労働者の賃金が上がってなくても、労働報酬下限額だけが上がってくるのではないのでしょうか。市としても、下限額の数字出すのも難しくなってくるのではないのでしょうか。

総務部長 委員がおっしゃるように、ずれが生じてきたならば、それはその時点で考えなければならないと思います。

委員 8 ページで約 89% とあるが、実際には 88.1% だが、書き方の問題なのか、88.1% が約 89% になり、次のページでは 89% になっており、当たり前の数字になっています。

下限値を下回るのを防ぐためには上げる方向だと思うが、ある程度ニアリーな数字があって、それを上げる方向であればと思います。88.1% は、一般的には『約 88%』と表現するのではないのでしょうか。

委員 難しい話になってしまう可能性があるのですが、先ほどありましたコマ以下 2 桁のところを切り上げるとか逆に切り捨てるとか、その辺だけを決めてもらう方がわかりやすいかなとは思っています。

委員 令和 8 年度津市職員高卒初任給の約 89% と書かれたものと、次のページに来る、その社会情勢の率 89% がイコールという理解でいいのであれば、8 ページで約 89% なのに、9 ページで 89% に変えてしまっている資料はやっぱりおかしい。89% の根拠がどこかにないといけない。ここをしっかりと決めておいた方が、しっかりと説明できる数字になるのではないのでしょうか。

会長 皆さん方の御意見をお伺いしておりますと、事務局の提案に対して、このまま承認という形にはどうもなりそうにないと思われすが、いかがいたしましょう。継続審議ということで、もう一度再度、事務局案を検討いただいた上で、再度審議会としましょうか。

調達契約課長 この場で修正案として御提案させていただければと思います。  
8 ページの先ほどからご指摘ありました高卒初任給の約 89% との記載の部分になりますが、より現実に近い形として、小数点第 3 位を四捨五入し第 2 位でとめるという形で、修正をさせていただければと思います。

今回で言いますと、1 時間当たりの平均労働報酬額が 1, 216.73 円になりますので、これを令和 8 年度の高卒初任給の 1, 381 円で割り、数字が 88.104 になります。

会長 結論としては、88.1%を1,381円に掛けるということですかね。

調達契約課長 1,381円掛ける88.10%で、1,216.661で、そちらを切り捨て切り上げのルールをとということですが、今までの考え方を基本踏襲させていただき、小数点以下を切り上げという形で1,217円で、事務局としては再度御提案させていただきたいと思えます。

会長 再提案について、いかがでしょうか。

委員 その意見で賛成です。

会長 他の委員はいかがでしょう。

委員 408,822÷336÷1381で88.1051になって、小数点第3位を四捨五入すると88.11%になりませんか。

調達契約課長 まず対象となる労働者の平均報酬額を求めます。408,822÷336を計算して、1,216.732・・・となるので、小数点第3位を四捨五入して1,216.73です。この1,216.73を高卒初任給の額である1,381で割ると88.104・・・%となるので小数点第3位を四捨五入して88.10%となります。

総務部長 全て一気に計算して、最後だけ切り上げが一番シンプルでわかりやすく一番誤差が少ない方法だとは思いますが、条例上、高卒初任給に社会情勢を勘案した額と書いていますので、高卒初任給に何%というのを我々が言いたいのためにこういった作業をさせてもらっています。

委員 どこかで線引きはしないといけないという話だけなんですけどね。  
金額については別にこれでいいと思いますが、あとは過程だけの話です。そこをしっかりと枠組みを決めておいて、今後はそれに当てはめて計算すると金額が出ますよという形で行けばよいと思います。

会長 社会情勢を勘案して乗じる掛率の算出方法として、対象とする労働者の労働報酬下限額の平均額は小数点第3位を四捨五入して、小数点第2位までを求めて、その平均額が高卒初任給の何%であるかを求める際も小数点以下第3位を四捨五入して、小数点第2位までの率を算定する。その上でその率を高卒初任給に掛けて出た下限額については円未満を切り上げる。このことを、議事録で残していただいて、次回はやりますということにさせていただいてはいかがでしょうか。そうすると、過程もある程度目安ができてはつきりするかと思います。

では、そんなような形でいろいろご議論いただきましたが、令和8

年度労働報酬下限額については、事務局からの再提案のとおり承認するというところでよろしいでしょうか。

**社会情勢等を勘案して乗じる掛率（B）の求め方**

対象労働者1時間あたりの労働報酬額の合計÷対象労働者数＝（A）

（A）÷津市職員高卒初任給の1時間当たりの額×100＝（B）

※（A）、（B）いずれも小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までの数字を求める。

**労働報酬下限額の求め方**

津市職員高卒初任給の1時間当たりの額×（B） 小数点以下切上げ

各委員                    よろしいです。（異議なし）

会長                        ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。それでは事項書の内容は以上になりますが、他に委員の方から何かあるんですね。お願いします。

委員                        先ほどの労務費に関する基準との兼ね合いで、今後全然無視するわけにいかないと思います。  
これは審議していただく必要はありませんので、国土交通省が作った概要資料をちょっと配らせていただけるかどうか、話の方若干させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員                    （異議なし）

会長                        それでは資料をお配りください。

委員                        去年12月12日、国土交通省の方から労務費に関する基準というものが出されたということで、ご存知かと思います。これに関しては、先ほどの公契約条例と今後関連してくる可能性があるんじゃないかという程度で聞いていただいて、今すぐどうこうという話ではないんですが、最低賃金とは別に、特に建設業に限っての労働報酬下限額に関連する話としてお話をさせていただきたいと思います。

この労務費に関する基準については、民間工事公共工事問わずCCUSのレベル別年収が、12月に改定されており、中部ブロックでは408万円がレベル1になっています。234日分で割ると日額1万7,435円、時間単価に直すと約2,179円で、レベル1は初級技能者見習いの方を指します。

このキャリアアップシステムは、いわゆる経営審査の加点になる関係があるため、最近はこのカードを取らないと現場に入れないというのがあります。取った以上は、このレベル別判定によって、賃金は上げていくという方向性で、最低ラインでもこの標準値は目標とするような形で今、国の方も動いています。

そうすると、先ほどの時間単価約2,179円と、津市の労働報酬

下限額の間である程度の乖離があるというところの中で、労働者が408万円とうたっているのに時間単価はこんなにもっていないという話になったときに、建設業法違反になることも考えられるのではないか、建設Gメンは公表すると文面化されているということもあります。全部が全部違反ということにはならないと思いますが。当然設備投資とかそういうのが必要なために、労務単価が下がるということも当然あるかと思いますが、ただ、一方的に賃金単価が下がっていくとなると、やはり問題ではあるかなと思います。他に事例集などありますが、現状このような動きがもう進んでおるというところだけ、今後の労働報酬下限額の設定の際に、最低賃金だけでなくこちらの方も一緒に見ていく必要があるのではないかなということで、また参考までよろしくお願ひしたいと思います。

総務部長

御意見はよく承知しました。

津市の今の公契約条例の労働報酬下限額は、我々としてはこれに違反するものではないと考えており、その確認をしていきます。今の運用は、単純労務者の方とかいろんな雇用形態がある中で一番低い賃金の方を救おうという形で行っていますので、今のところはこの運用とさせていただきますたいですが、物事が進んでおりますので、今後調べていきたいと考えております。

会長

他には何かございますか。

委員

思ったことだけいいでしょうか。

課題は2つあって、これをやろうと思ったら一律はだめだと思えます。段階を踏んだ形の単価がいるのだらうなど。

CCUSの話は、いかに市の方で単価を上げていくかが課題なのかなと思います。設計の積み上げの方法だと思うので、そこさえしっかりすれば、金額的には契約金額として下りてくるのでこれだけ払おうと思ったら払えるかもしれない。ただやっぱり、下を全部あげるってのは乱暴な話なので、特に土木なんかは単価が高い人もいれば低い人もいるというのはあるので、まずやろうと思ったらそこをどうしようかという議論が今後必要なのかなという感じがしました。

委員

上げ過ぎたら、そこまで設計単価を上げないといけませんからね。ここまで払いなさいっていうのなら、ここまでは設計で見ますという確約がないとできない。

委員

これは国土交通省の目指すべき方向の数値だと思いますが、去年の11月に、直轄土木の工事において賃金労働時間等実態調査を開始しますということで、国土交通省から案内がもう届いています。これから国土交通省も、津市がやられているような実態調査に入って、目指すべきこの数値に届くかどうかの検証をしていくのかなと思います。我々国土交通省の仕事をしていますので、これからこういうようなことが始まるので、おそらく全部の末端の業者まで労働契約書から全部

労務費出せと言われていています。ですから、大変な労力がかかってくるわけです。もちろん津市でも請負工事の中で、我々1億5000万以上は提出しています。国もそのような方向に向かっていく中でのこの目標数値だと思う。ですから、多分これが先行するってことはないと思います。様子を見ながら、この目標数値というのを調整していくと思います。

委員 国交省は労務調査を設計で見ってくれるのでしょうか。

会長 そういうことですよね。そこを上げなかったらそれは下りてこないですから。

委員 労務者さんに払う金額の前に、設計価格を、労務単価を上げていってもらえれば、我々も1次2次業者さんにきちっとしたお支払いができるということです。

会長 今後の検討課題として委員から御指摘がありましたので、今後また検討させていただきたいと思います。  
他にはよろしいでしょうか。

(なし)

会長 特に無いようですので、本日の会議はこれで終わりたいと思います。長時間にわたる御審議、御苦勞様でございました。  
それでは、議事を終了し、事務局に進行をお返しいたします。

総務部長 会長、委員の皆様、本当に長時間にわたる熱心な御審議をいただき、誠にありがとうございました。

労働者の方々は物価上昇の声も聞いておりますし、なかなか賃金も上がっていかない中で大変厳しい状況です。もう一方で、委員おっしゃっていただいていたように公契約に関しても手続きで受注者の方々に御負担をおかけしており、発注者の方は仕方がない部分ではあるのですが、御協力のもとで何とか公契約の運用がうまく回っているという状態で、労働状況台帳などそのあたりすごく御負担をかけているというのが現実なので、その折り合いの中でうまくやっていきたいという思いもありまして、公契約条例というのはまだまだこれから改善の余地はあると思いますが、このように議論させていただき少しずつでも前向きに進めていきたいと考えておりますので、今後につきましてもよろしくお願ひいたします。

本日はどうもありがとうございました。